

サロン・ド・キッチン北須磨 運営規程 (介護給付・総合事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社などの(以下、「事業者」という。)が開設するサロン・ド・キッチン北須磨(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービスの事業(以下「事業」という。)に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、及び介護職員等の従業者(以下「従業者」という。)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態(要支援状態)にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたって事業所の従業者は、利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

指定介護予防通所サービスの提供にあたって事業所の従業者は、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月20日神戸市条例第28号)、「神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月20日神戸市条例第30号)、「神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱」(平成29年1月1日神戸市保健福祉局長決定)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 : サロン・ド・キッチン北須磨
- (2) 所在地 : 神戸市須磨区車字獅掘 1056-8 重田工務店ビルディング1階

(従業者の職種、員数及び業務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 1名(但し、介護職員と兼務)
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 : 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- (3) 介護職員：1名以上（但し、1名は管理者と兼務）

介護職員は、地域密着型通所介護計画、指定介護予防通所サービス計画に基づき、利用者の健康状態の確認を行うとともに、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- (4) 機能訓練指導員：1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止をするための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜・火曜・木曜・金曜・土曜日とする。

但し、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間：午前9時30分から午後4時30分までとする。

（指定地域密着型通所介護の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日につき10人とする。

（指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の内容）

第7条 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 健康チェック
- (2) 生活リハビリ（料理、洗い物、洗濯、掃除、買い物）
- (3) 昼食及びおやつを提供
- (4) 機能訓練
- (5) レクリエーション・アクティビティ
- (6) グループ活動・クラブ活動・外出活動
- (7) 生活指導（相談・援助等）
- (8) 送迎

（利用料等）

第8条 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額によるものとする。

2 事業者は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者より受けるものとする。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

・通常の事業の実施地域を超えてから自宅までの距離について、1kmにつき15円のガソリン代、及び有料道路を使用する場合はその実費。

- (2) 通常要する時間を超えるサービス提供であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービス提供に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

・通常の利用時間に要する介護報酬の額と、それを超えて利用した場合に要した利用時間に相当する介護報酬の額の差額

- (3) 食費

- ・昼食代（おやつを含む）（1食） 1000 円
- (4) おむつ代
 - ・提供枚数に基づく実費。
- (5) 一部の希望者を対象としたグループ活動・クラブ活動・外出活動の参加費
 - ・材料代や交通費、外部から招聘する講師の謝礼等の実費
- (6) 利用者の希望によるコピー代
 - ・1枚 10 円
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
 - ・実費
- (8) キャンセル料
 - ・利用予定日の前日 17：30 までに事業所に利用中止の連絡がなかった場合は次の金額をキャンセル料として徴収する。ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではない。
 - ・1回 1,000 円

3 前 2 項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。

4 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、神戸市須磨区のうち次の地域とする。

- ・車、若草町、清水台、東白川台、白川台、東落合、中落合、北落合。

（衛生管理等）

第 10 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 11 条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備するものとする。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

- 第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
 - 3 事業所は、非常災害に備えて、利用者に必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。

（苦情処理）

- 第14条 事業所は、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業に関し、介護保険法第23条（法第115条の45の7）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の禁止に関する研修の実施)

第17条 事業所は、すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(暴力団等の影響の排除)

第20条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第21条 事業所は、その提供する通所型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第22条 事業所は、適切な通所型サービスが提供できるよう従業者の業務執行体制を検証・整備するとともに、従業者の資質の向上のために、次の通りその研修の機会を確保するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回
- 2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第23条 利用者及びその家族は、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、心身の状況に応じたサービスの提供が受けられるよう、当日の体調や直近の受診結果（医師の診断や日常生活上の留意事項、服薬の変更等）等について、適宜事業所に報告・連絡する。
- (2) 気象警報等の発令時における利用については、利用者の安全を優先した利用に努めるとともに、刻々と変化する状況に応じた対応が可能なように、家族の連絡先その他必要な事項を事業者連絡する。

（その他運営についての留意事項）

第 24 条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者及び管理者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者及び管理者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービス事業に関する諸記録を整備し、そのサービスの完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社のどのと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。